三十四条の二第二項第十一号」を「第三十四条の二第二項第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「第三十四条の二第二項第十一号の二の」を「第三十四条の二第二項第十一号の」に改め、同号ロ中「第三十四条の二第二項第十一号の二」を「第三十四条の二第二項第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十九号中「第二章第三節」を「第二章第四節」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第三十号を同項第二十九号とする。

第十八条の四第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第三十六条の二第五項」を「第三十六条の二第七項」に改め、同項第一号中「売買契約書」の下に「の写し」を加え、「又はその写し」を削り、同項第二号中「第二十四条の二第八項」を「第二十四条の二第十項」に改め、「とする。」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十六条の二第三項」を「第三十六条の二第五項」に改め、同項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、「（同項に規定する譲渡資産をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　譲渡をした譲渡資産に係る売買契約書の写しその他の書類で、当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額（法第三十六条の二第三項に規定する前三年以内の譲渡がある場合には、同項の合計額）が二億円以下であることを明らかにするもの

第十八条の四第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第二十四条の二第九項に規定する財務省令で定める譲渡は、譲渡資産（法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産をいう。次項において同じ。）の譲渡の時における価額の二分の一に相当する金額に満たない金額による譲渡とする。

第十八条の八の三を削り、第十八条の八の四を第十八条の八の三とし、第十八条の八の五を第十八条の八の四とする。

第十八条の九第一項中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に改め、「、法第三十七条の十一の二第一項の規定の適用を受ける場合にはその旨」を削る。

第十八条の九の二第七項中「第二十五条の八の二第九項第二号」を「第二十五条の八の二第十項第二号」に改め、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項に規定する政令で定める期間に係る同項及び」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十五条の八の二第八項第一号ニ」を「第二十五条の八の二第九項第一号ニ」に改め、同項第一号中「第二十五条の八の二第八項第一号」を「第二十五条の八の二第九項第一号」に改め、同項第二号中「第二十五条の八の二第八項」を「第二十五条の八の二第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二十五条の八の二第七項」を「第二十五条の八の二第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号イ⑴中「第二十五条の八の二第二項第一号」を「第二十五条の八の二第三項第一号」に改め、同号イ⑶中「第二十五条の八の二第一項第一号」を「第二十五条の八の二第二項第一号」に改め、同号ロ⑶及び⑹中「第二十五条の八の二第一項第二号」を「第二十五条の八の二第二項第二号」に改め、同項第二号中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に、「第二十五条の八の二第一項各号」を「第二十五条の八の二第二項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十五条の八の二第五項」を「第二十五条の八の二第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第四項第一号ロ」を「第五項第一号ロ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第一号中「（法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第一項」を「法第三十七条の十の二第一項」に、「同条第二項」及び「同号」を「同項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「第二十五条の八の二第七項」を「第二十五条の八の二第八項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第二十五条の八の二第一項に規定する上場株式等は、同項に規定する非課税口座内上場株式等のうち、第十八条の十一第四項第一号に規定する認可金融商品取引業協会の定める規則に基づき、当該非課税口座内上場株式等が同号に掲げる店頭管理銘柄株式として指定されている期間内に、施行令第二十五条の八の二第一項に規定する非課税口座から特定口座（同項に規定する特定口座をいう。次項において同じ。）に移管がされたものとする。

第十八条の九の三第一項第三号及び第二項中「前条第四項第一号イ」を「前条第五項第一号イ」に改める。

第十八条の十一第一項中「第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる」を「第三十七条の十の二第二項に規定する」に、「この条から第十八条の十三の六まで」を「この条、第十八条の十三の五」に、「第十一項及び第十七項」を「以下この条」に改め、同条第十項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項に規定する政令で定める期間に係る同項及び」を削り、同条第十一項各号列記以外の部分中「第二十五条の十の二第十五項第十七号に」を「第二十五条の十の二第十五項第十七号から第二十号までに」に、「第五項」を「第六項」に、「同号に」を「第一号に」に、「施行令第二十五条の十の二第[illegible]号」を「施行令第二十五条の十の二第十五項第三号」に改め、同項第一号中「第二十五条の十の二第十五項第十七号」を「第二十五条の十の二第十五項第十七号から第二十号まで」に、「第十七項に」を「第十八項に」に改め、同号ハ中「第十七項第一号ハ」を「第十八項第一号ハ」に改め、同項第二号中「第二十五条の十の二第十五項第十七号」を「第二十五条の十の二第十五項第十七号から第二十号まで」に改め、同号イ中「特定口座」の下に「（法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同号ロ中「第五項」を「第六項」に改め、同項第三号中「規定する上場等の日」の下に「（同項第十八号の株式等にあつては同号に規定する合併の日とし、同項第十九号の株式等にあつては同号に規定する分割の日とし、同項第二十号の株式等にあつては同号に規定する株式交換又は株式移転の日とする。以下この号において同じ。）」を加え、同条第十二項から第十四項までの規定中「第二十五条の十の二第十五項第二十一号」を「第二十五条の十の二第十五項第二十二号」に改め、同条第二十五項を削り、同条第二十四項中「定める規定」の下に「及び同条第二十二項第二号に規定する財務省令で定める規定」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第十五項第三号又は第十九項第三号」を「第十六項第三号又は第二十項第三号」に、「第十九項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十九項第三号」を「第二十項第三号」に、「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十五項第三号」を「第十六項第三号」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「施行令第二十五条の十第二項各号」を「次の各号」に改め、「に準じて算出した当該取得の日における金額」を削り、同項に次の各号を加える。

一　取引所売買株式等（その売買が主として金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。以下この号において同じ。）において行われている株式等をいう。以下この号において同じ。）　金融商品取引所において公表された当該取得の日における当該取引所売買株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該取得の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

二　店頭売買株式等（施行令第二十五条の八第八項第二号に規定する店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいう。以下この号において同じ。）　金融商品取引法第六十七条の十九の規定により公表された当該取得の日における当該店頭売買株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該取得の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

三　その他価格公表株式等（前二号に掲げる株式等以外の株式等のうち、価格公表者（株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいう。以下この号において同じ。）によつて公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいう。以下この号において同じ。）　価格公表者によつて公表された当該取得の日における当該その他価格公表株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該取得の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

四　前三号に掲げる株式等以外の株式等　その株式等の当該取得の日における価額として合理的な方法により計算した金額